## 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成36年(2024年)の第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)を滋賀県で開催するに当たり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集(以下「募金」という。)について、必要な事項を定める。

(推進)

- 第2条 募金は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備 委員会(以下「開催準備委員会」という。)が推進する。
- 2 開催準備委員会の構成員は、連携協力して募金の推進に当たるものとする。
- 3 開催準備委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(名称等)

- **第3条** 募金は、「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金」という 名称を用いて行うものとする。
- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

(対象)

**第4条** 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

(期間)

- 第5条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から大会最終日まで
  - (2) 第7条第2号および第3号に掲げる経費のための募金 平成27年 月 日から開催準備委員会の総会の議決により定める日まで

(受入れ)

第6条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

(使途)

- **第7条** 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。
  - (1) 大会運営に要する経費
  - (2) 大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
  - (3) 大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

(謝意表明)

**第8条** 寄附者に対しては、開催準備委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、開催準備委員 会会長が定める。

## 附則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。